

(付加給付)

第56条 この組合が法第53条の規定により支給する付加給付は次の通りとする。

- (1) 傷病手当付加金
- (2) 家族療養付加金
- (3) 合算高額療養付加金
- (4) 出産手当金付加金

2 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

3 付加給付の支給手続に関しての必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(附則)

1. 平成 6年10月 1日 健康保険法改正に伴い、各付加金の名称を変更。
2. 平成12年 4月27日 組合会の議決をもって、一部負担還元金との整合性を得るため第1項に(1)、(2)号を新設。以下の号を繰り下げ。
3. 第43条の規約を第56条に変更し、また条文の一部を変更、平成15年4月1日から施行する。
4. この規約変更は平成19年4月1日から施行する。
5. 平成28年2月19日組合会の議決をもって、第1項から (1)訪問看護療養付加金 、(2)家族訪問看護療養付加金 を削除し、以下の号を繰り上げ。平成28年4月1日から施行する。
6. この規約変更は、令和2年4月1日から施行する。